

宮労発基 0423 第 5 号
令和 2 年 4 月 23 日

一般社団法人宮城県経営者協会会長 殿

宮 城 労 働 局 長



新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた労働安全衛生法等に基づく
健康診断の実施等に係る対応について

労働行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、その感染防止対策に多大なる御尽力を頂いているところですが、新型コロナウイルス感染症の急速な増加が確認されている等の状況を踏まえ、労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）等に基づく対応につきまして、下記のとおり対応することとしたところです（別添「新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）の6の問2及び問3参照」）。

つきましては、貴団体におかれましては、本件対応の趣旨を御理解いただき、会員その他関係事業場に対し、その周知及び適切な対応に特段の御配慮を賜りますようお願いいたします。

記

1 健康診断について

（1）一般健康診断の実施に係る対応について

安衛法第 66 条第 1 項を根拠とする労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）第 43 条、第 44 条、第 45 条、第 45 条の 2 及び第 47 条の規定に基づく健康診断の実施について、令和 2 年 6 月末までの間、実施時期を延期して差し支えないこと。

(2) 特殊健康診断の実施に係る対応について

次の特殊健康診断については、その実施が必要であり、健康診断実施機関において、健康診断の会場の換気の徹底、これらの健康診断の受診者又は実施者が触れる可能性がある物品・機器等の消毒の実施、1回の健康診断実施人数の制限をする等により、いわゆる“三つの密”を避けて十分な感染防止対策を講じた上で実施する必要があること。

ただし、十分な感染防止対策を講じた健康診断実施機関での実施が困難である場合には、令和2年6月末までの間、次の規定に基づく健康診断の実施時期を延期して差し支えないこと。

① 安衛法第66条第2項を根拠とする

健康診断有機溶剤中毒予防規則第29条

鉛中毒予防規則第53条

四アルキル鉛中毒予防規則第22条

特定化学物質障害予防規則第39条及び第41条の2

高気圧作業安全衛生規則第38条

電離放射線障害防止規則第56条及び第56条の2

石綿障害予防規則第40条

東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を
除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則第20条

の規定に基づく健康診断

② 安衛法第66条第3項を根拠とする安衛則第48条の規定に基づく歯科 医師による健康診断

③ じん肺法第7条から第9条の2までの規定に基づくじん肺健康診断

2 安全委員会等の開催に係る対応について

安衛法第17条から第19条までの規定に基づく安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会の開催に当たっては、開催方法、委員会の開催頻度等について、令和2年6月末までの間、弾力的な運用を図ることとして差し支えないこと。

問合せ先	宮城労働局労働基準部健康安全課
電話	022-299-8839
担当	武田、早川

ので、厳格に運用すべきものです。

なお、労働基準法第 33 条第 1 項による場合であっても、時間外労働・休日労働や深夜労働についての割増賃金の支払は必要です。

6 安全衛生

＜就業禁止の措置＞

問 1) 労働安全衛生法第 68 条に基づく病者の就業禁止の措置を講ずる必要はありますか。

答 1) 2 月 1 日付けで、新型コロナウイルス感染症が指定感染症として定められたことにより、労働者が新型コロナウイルスに感染していることが確認された場合は、感染症法に基づき、都道府県知事が該当する労働者に対して就業制限や入院の勧告等を行うことができますこととなります。

使用者におかれましても、感染症法に基づき都道府県知事より入院の勧告を受けた労働者については、入院により就業できないことをご理解いただくとともに、都道府県知事により就業制限がかけられた労働者については、会社に就業させないようにしてください。

また、発熱等の風邪症状がみられる労働者については休みやすい環境の整備にご協力をお願いします。

なお、感染症法により就業制限を行う場合は、感染症法によることとして、労働安全衛生法第 68 条に基づく病者の就業禁止の措置の対象とはしません。

＜健康診断の実施＞

問 2) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、労働安全衛生法に基づく健康診断の実施を延期するといった対応は可能でしょうか。

答 2) 事業者は労働安全衛生法第 66 条第 1 項の規定に基づき、労働者の雇入れの直前又は直後に健康診断を実施することや、1 年以内ごとに 1 回定期に一般健康診断を行うことが義務付けられています。しかしながら、令和 2 年 2 月 25 日に決定された「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」に、閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等がなくても感染を拡大するリスクがあることが示されていること等を踏まえ、これらの一般健康診断の実施時期を令和 2 年 6 月末までの間、延期することとして差し支えありません。

また、事業者は、労働安全衛生法第 66 条第 2 項及び第 3 項並びにじん肺法の規定に基づき、有害な業務に従事する労働者や有害な業務に従事した後配置転換した労働者に特別の項目についての健康診断を実施することや、一定の有害な業務に従事する労働者に歯科医師による健康診断を実施すること等が義務づけられています。これらの特殊健康診断については、がんその他の重度の健康障害の早期発見等を目的として行うものであるため、法令に基づく頻度で実施いただく必要があり、そのためには、新型コロナウイルス感染症のまん延防止の観点から、健康診断実施機関において、健康診断の会場の換気の徹底、これらの健康診断の受診者又は実施者が触れる可能性のある物品・機器等の消毒の実施、1 回

の健康診断の実施人数を制限するなどにより、いわゆる“三つの密”を避けて十分な感染防止対策を講じていただく必要があります。ただし、新型コロナウイルス感染症の急速な増加が確認されている等の状況を踏まえ、十分な感染防止対策を講じた健康診断実施機関での実施が困難である場合には、特殊健康診断等の実施時期を令和2年6月末までの間、延期することとして差し支えありません。

また、これらの取扱いは、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた令和2年6月末までに限られた対応となりますので、ご注意ください。

<安全委員会等の開催>

問3) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、従業員が集まる会議等を中止していますが、労働安全衛生法に基づく安全委員会等の開催については、どのように対応すればよいでしょうか。

答3) 新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する観点から、安全委員会等を開催するに際してはテレビ電話による会議方式にすることや、開催を延期することなど、令和2年6月末までの間、弾力的な運用を図ることとして差し支えありません。

なお、いずれの方式にしても衛生委員会等を開催するに際しては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応等について調査審議いただくなどにより積極的に対応いただきますようお願いいたします。また、この取扱いは、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた令和2年6月末までに限られた対応となりますので、ご注意ください。

7 労災補償

問1) 労働者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合、労災保険給付の対象となりますか。

答1) 業務又は通勤に起因して発症したものであると認められる場合には、労災保険給付の対象となります。

詳しくは、事業場を管轄する労働基準監督署にご相談ください

労働局・労働基準監督署一覧

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

8 軽症者等の宿泊療養を実施する宿泊施設等の運営者の方向け

問1) 施設運営に携わる労働者の感染防止を図るため、施設の組織運営の観点から配慮すべき点を教えてください。

答2) 施設運営に携わる労働者の感染症を防止するために実施すべき具体的事項は、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル」（令和2年4月2日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡。以下「療養マニュアル」という。）